

雑がみとは

家庭には新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外にもリサイクルできる紙・板紙や紙製品が多くあります。それらの古紙を総称して“雑がみ”と呼びます。具体的には、不要となった 投込みチラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などです。

雑がみも大切な紙資源

紙・板紙や紙製品には、製紙原料に適さない紙類があります。製紙原料に適さない紙類や異物は、古紙を出す際に注意してください。
(詳細は裏面をご覧ください)

主な雑がみの例

投込チラシ



包装紙



紙袋



封筒



はがき



ダイレクトメール



学校配付のプリント



ノート



使用済みのコピー用紙



メモ用紙・紙製ファイル



ティッシュ・お菓子・おもちゃなどの紙箱



カレンダー



トイレトペーパーの芯



※ ファイル・バインダー・カレンダーなどの金具やダイレクトメール等のビニール包装は取り外しましょう
※ 分別や排出方法は自治体のルールに従ってください。

問合せ先

公益財団法人古紙再生促進センター

〒104-0042 東京都中央区入船3丁目10番9号 Tel:03-3537-6822



禁忌品

製紙原料に適さない紙類と異物

古紙に混ぜるとトラブルや不良品の原因になります。
古紙を出す際に注意してください。

代表的な製紙原料に適さない紙類の例

A類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの

昇華転写紙（アイロンプリント紙）
詰物（緩衝材）



（使用済み昇華転写紙）



感熱性発泡紙（立体コピー紙）



（点字印刷物：絵柄）



（点字印刷物：地図）

臭いのついた紙・芳香紙



（香水試供品付の雑誌）



（線香箱）

汚れた紙



（食品残渣が付着した紙）



（使用済みペーパータオル）

B類：古紙に混入することは好ましくないもの

製紙原料などとして利用できるようになってきているものがありますので、
地域の古紙問屋又は古紙回収業者にご確認ください。

粘着物



（シール）

圧着はがき



（親展はがき）

カーボン紙
ノーカーボン紙



（複写伝票）

感熱紙



（レシート）

複合材



（通販用緩衝封筒など）

アルミ箔の紙



（カップ麺のフタ）

防水加工された紙



（紙コップ・紙皿）

新聞折込チラシなどに
付随した試供品



（シャンプー・香水など）

紙以外の異物

雑誌の付録CD・DVD、プラスチックファイルなどは取り除いてください。

※ 上記以外の製紙原料に適さない紙類と異物は、古紙再生促進センターのホームページに掲載している「製紙原料に適さない紙類！古紙を出す際には注意してください」で確認できます。
〈 http://www.prpc.or.jp/wp-content/uploads/Prohibitive_materials.pdf 〉

